

議案第 1 2 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）による地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の一部改正に伴い、定年引上げに係る 6 0 歳を超える職員の給与の特例や降給に関する必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、関係条例の一部改正及び廃止をするものである。

君津市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和45年君津市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

2 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号)附則第22項の規定に基づく措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和45年君津市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を、「報酬」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第6条の見出し中「再任用職員等」を「任期付職員等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「その者に適用される」を「当該任期付職員に適用される」に、「その者の属する」を「第4条第5項の規定により当該任期付職員の属する」に改め、同項を同

条第1項とし、同条第3項中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）」を「任期付職員条例第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に、「前2項」を「前項」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に、「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条第5項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第11条第1項中「その職員」を「当該職員」に改める。

第12条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「（以下）」を「（次項において）」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号及び同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第17条第1項中「第16条」を「前条」に改める。

第19条第1項中「その者」を「当該職員」に改める。

第21条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の2の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「第10条、第11条、第11条の2及び第20条」を「第4条第8項、第5条第1項から第4項まで及び第7項、第10条から第11条の2まで並びに第20条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条中「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

22 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第24項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第8項及び第5条第2項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

23 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年君津市条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年君津市条例第15号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

24 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第26項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第22項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月

額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

25 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

26 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第22項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第24項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第24項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第22項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

28 附則第22項から前項までに定めるもののほか、附則第22項の規定による給料月額、附則第24項の規定による給料その他附則第22項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員及び任期付職員以外の職員の項中「再任用職員及び任期付職員」を「任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を削り、同表に次のように加える。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900

別表第2再任用職員及び任期付職員以外の職員の項中「再任用職員及び任期付職員」を「任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を削り、同表に次のように加える。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円
	338, 600	393, 000	466, 000

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第10条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年君津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年君津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同条第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(君津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 君津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年君津市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年君津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第32条第2項の表給与条例第12条第2項第2号の項中「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(君津市職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 君津市職員の再任用に関する条例(平成19年君津市条例第8号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)を

いう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与等に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与等に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例（以下「新給与条例」という。）第12条第2項、第14条第2項及び第25条の規定を適用する。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第3項の規定を適用する。

5 新給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当

の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

6 一般職の職員の給与等に関する条例第4条第8項、第5条第1項から第4項まで及び第7項、第10条から第11条の2まで並びに第20条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

7 新給与条例附則第22項から第28項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第6条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。））」とする。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続及び効果並びに失職の特例について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則 (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 省略 (<u>降給に関する経過措置</u>)</p> <p>2 <u>一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号）附則第22項の規定に基づく措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職 _____ の手続及び効果並びに失職の特例について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>省略</p>
<p>第2条による改正 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 (減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、給料に相当する報酬。以下同じ。）</u>の月額の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、 _____ 給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、給料に相当する報酬 _____ ）の月額の10分の1以下を減ずるものとする。 _____</p>

分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第3条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例

(昇給の基準)

第5条 省略

2～4 省略

5 公務上の負傷又は疾病その他規則で定める理由により勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、当該職員の号給を調整することができる。

6～7 省略

(任期付職員等の給料月額)

第6条

君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、当該任期付職員に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、第4条第5項の規定により当該任期付職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 任期付職員条例第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第

(昇給の基準)

第5条 省略

2～4 省略

5 公務上の負傷又は疾病その他規則で定める理由により勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

6～7 省略

(再任用職員等の給料月額)

第6条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前2項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第

3項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条第5項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、当該職員は、直ちにその旨を任命権者に届出なければならない。

(1) ～(2) 省略

2～3 省略

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届出なければならない。

(1) ～(2) 省略

2～3 省略

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下_____「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下_____「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この項及び次項において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第4に掲げる額（任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第1号に掲げる額及び前号に掲げる額に当該職員の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下_____「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第4に掲げる額（短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第1号に掲げる額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情

に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から前項第1号に掲げる額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が20,000円に当該職員の支給対象期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額）及び同項の規定による額の合計額とする。

4～5 省略

（時間外勤務手当）

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)～(2) 省略

に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下 _____ 「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から前項第1号に掲げる額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が20,000円にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額）及び同項の規定による額の合計額とする。

4～5 省略

（時間外勤務手当）

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は _____、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)～(2) 省略

(以下「時間外勤務代休時間」という。)を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175) から第1項に規定する規則で定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合

(2) 省略

6 省略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 第14条から前条_____までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに規則で定める特殊勤務手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 省略

(管理職手当)

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で定める者について、その職務の特殊性に基づき、当該職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額の100分の25を

(以下「時間外勤務代休時間」という。)を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は__、100分の175) から第1項に規定する規則で定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は__、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合

(2) 省略

6 省略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 第14条から第16条_____までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに規則で定める特殊勤務手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 省略

(管理職手当)

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で定める者について、その職務の特殊性に基づき、その者の属する職務の級における最高の号級の給料月額の100分の25を

超えない範囲内で規則で定める額を支給する。

2 省略

(期末手当)

第21条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～5 省略

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

超えない範囲内で規則で定める額を支給する。

2 省略

(期末手当)

第21条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～5 省略

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条 においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 省略

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第24条の2 第4条第8項、第5条第1項から第4項まで及び第7項、第10条から第11条の2まで並びに第20条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

2 省略

（非常勤職員の給与）

第25条 非常勤職員（任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給与に関する事項については、この条例に規定する給与との均衡を考慮して別に条例で定める。

附 則

22 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第24項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第8項及び第5条第2項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 省略

（再任用職員等についての適用除外）

第24条の2 第10条、第11条、第11条の2及び第20条 の規定は、再任用職員 には、適用しない。

2 省略

（非常勤職員の給与）

第25条 非常勤職員（短時間勤務職員 を除く。）の給与に関する事項については、この条例に規定する給与との均衡を考慮して別に条例で定める。

附 則

じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2.3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年君津市条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年君津市条例第15号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

2.4 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第26項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則

第22項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

25 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

26 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第22項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第24項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第24項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第22項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

28 附則第22項から前項までに定めるもののほか、附則第22項の規定による給料月額、附則第24項の規定による給料その他附則第22項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第4条第1項）

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
任 期 付 職 員 及 び 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

別表第1（第4条第1項）

行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再 任 用 職 員 及 び 任 期 付 職 員 以 外 の 職 員	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

職員以外の職員									
任期付職員	15 4,9 00	19 5,5 00	22 7,8 00	25 7,5 00	27 4,8 00	29 4,2 00	32 5,6 00	36 1,0 00	
定年前再任用短時間勤	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
	18 7,7 00	21 5,2 00	25 5,2 00	27 4,6 00	28 9,7 00	31 5,1 00	35 6,8 00	38 9,9 00	

再任用職員	18 7,7 00	21 5,2 00	25 5,2 00	27 4,6 00	28 9,7 00	31 5,1 00	35 6,8 00	38 9,9 00
任期付職員	15 4,9 00	19 5,5 00	22 7,8 00	25 7,5 00	27 4,8 00	29 4,2 00	32 5,6 00	36 1,0 00

務								
職								
員								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条第1項）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
任期付職員及び定年前再任用短	省略	省略	省略	省略

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条第1項）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外	省略	省略	省略	省略

時間勤務職員以外の職員			
任期付職員	307,200	353,900	428,700
定年前再任用	<u>基準給料月額</u> 円 338,600	<u>基準給料月額</u> 円 393,000	<u>基準給料月額</u> 円 466,000

の職員			
再任用職員	<u>338,600</u>	<u>393,000</u>	<u>466,000</u>
任期付職員	307,200	353,900	428,700

短 時 間 勤 務 職 員				
---------------------------------	--	--	--	--

備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

第4条による改正 職員の育児休業等に関する条例

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) ～(2) 省略

(3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(4) 省略

(5) 省略

(部分休業をすることができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）をいう。

備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) ～(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(部分休業をすることができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）をいう。

(部分休業の承認)

第10条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2～3 省略

第5条による改正 職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(1週間の勤務時間)

第2条 省略

2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

3～4 省略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内

(部分休業の承認)

第10条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等 _____を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2～3 省略

(1週間の勤務時間)

第2条 省略

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 _____（以下「再任用短時間勤務職員 _____」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

3～4 省略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員 _____及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員 _____及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内

で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 省略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該部署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

（年次休暇）

第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)～(3) 省略

2～3 省略

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第19条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 省略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員_____及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該部署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員_____及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

（年次休暇）

第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（再任用短時間勤務職員_____及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)～(3) 省略

2～3 省略

（非常勤職員の勤務時間、休暇等）

第19条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員_____及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

第6条による改正 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(職員の派遣)

第2条 省略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 省略

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)

(4) 省略

(5) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(6) 省略

3 省略

第7条による改正 君津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の

(職員の派遣)

第2条 省略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)

(2) 省略

(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)

(4) 省略

(5) 省略

3 省略

(報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の

4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

(1) ～(11) 省略

第 8 条による改正 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
例

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第 3 2 条 省略

2 前項に規定する費用弁償の額は、給与条例第 1 2 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

給与条例 第 1 2 条 第 2 項	月の 1 日から末日までの期間	勤務した日
給与条例 第 1 2 条 第 2 項第 2 号	別表第 4 に掲げる額 (任期付 短時間勤務職員及び定年前再 任用短時間勤務職員のうち、 1 箇月当たりの通勤回数を考 慮して規則で定める職員にあ っては、その額から、その額 に規則で定める割合を乗じて 得た額を減じた額)	別表第 4 に掲げる額を 2 1 で 除して得た日額 (その額に 1 円未満の端数を生じたとき は、これを切り捨てた額)

5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

(1) ～(11) 省略

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第 3 2 条 省略

2 前項に規定する費用弁償の額は、給与条例第 1 2 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

給与条例 第 1 2 条 第 2 項	月の 1 日から末日までの期間	勤務した日
給与条例 第 1 2 条 第 2 項第 2 号	別表第 4 に掲げる額 (短時間 勤務職員 のうち、 1 箇月当たりの通勤回数を考 慮して規則で定める職員にあ っては、その額から、その額 に規則で定める割合を乗じて 得た額を減じた額)	別表第 4 に掲げる額を 2 1 で 除して得た日額 (その額に 1 円未満の端数を生じたとき は、これを切り捨てた額)